

令和8年度防衛省調達改善計画

令和8年3月31日

防 衛 省

目 次

1	調達改善の目的	1
2	調達の現状分析等	1
	(1) 調達の概要	1
	(2) 調達経費の内訳	1
	(3) 調達の契約種別	3
	(4) 調達の応札状況	5
	(5) 取組の方向性	8
3	自主点検及び自己評価の実施方法	8
4	調達改善の推進体制	8
	(1) 推進体制の整備	8
	(2) 外部有識者の視点の活用	8
5	調達改善への取組	8
	(1) 重点的な取組及び共通的な取組	8
	(2) その他の取組	8
6	その他	8
	(1) 取組状況等の公表	8
	(2) 調達改善計画の見直し	8

1 調達改善の目的

防衛省においては、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議了承）を踏まえ、防衛省における調達の特性に配慮しつつ、調達の公正性、透明性及び競争性の向上に向けた調達改善の取組を推進することとする。

また、「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示す装備品の効率的な取得等の装備調達の最適化に取り組むこととする。

以上を踏まえ、その具体的な取組内容や目標等を定める「調達改善計画」を以下のとおり策定する。

2 調達の現状分析等

(1) 調達の概要

防衛省における調達については、「中央調達」と「地方調達」に分類される。

中央調達については、防衛装備庁において自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務のうち、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第3条に規定する調達を一元的に実施している。

一方、地方調達については、それ以外の調達物品等について大臣官房をはじめ、全国の駐屯地・基地等に設置された400を超える会計機関において、それぞれの実情に応じて必要な調達を実施している。

(2) 調達経費の内訳

令和6年度の調達経費の内訳については、省全体の総額を中央調達と地方調達に分類したものが表1のとおりであり、省全体の契約件数は68,587件、契約金額は約8兆8,504億円である。そのうち、中央調達の契約件数は7,994件、契約金額は約5兆7,943億円であり、全体の約7割を占めている。

また、調達改善計画の重点的な取組である長期契約を活用した装備品等の調達について、輸送ヘリコプター（CH-47JA）、輸送ヘリコプター（CH-47J）、PAC-2GEMの再保証の一括調達及びF110エンジンの維持部品包括契約に係る長期契約を行ったことにより、スケールメリットを働かせることによるコスト縮減等の効果は約984億円である。

表1 令和6年度防衛省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

区 分		中央調達		地方調達		省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0	2,426	7,695	2,426	7,695
	割合	0%	0%	4%	25%	4%	9%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0	1,136	1,313	1,136	1,313
	割合	0%	0%	2%	4%	2%	1%
	小 計	0	0	3,562	9,008	3,562	9,008
	割合	0%	0%	6%	29%	5%	10%
物品役務等	情報システム	339	4,059	0	0	339	4,059
	割合	4%	7%	0%	0%	0%	5%
	電力	0	0	691	307	691	307
	割合	0%	0%	1%	1%	1%	0%
	ガス	0	0	308	45	308	45
	割合	0%	0%	1%	0%	0%	0%
	調査研究	4	2	168	76	172	78
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	競争的資金による研究	0	0	49	13	49	13
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	その他	7,651	53,881	55,815	21,111	63,466	74,992
割合	96%	93%	92%	69%	93%	85%	
小 計	7,994	57,943	57,031	21,553	65,025	79,496	
割合	100%	100%	94%	71%	95%	90%	
合 計		7,994	57,943	60,593	30,560	68,587	88,504
割合		100%	100%	100%	100%	100%	100%
省全体に占める中央調達及び地方調達の割合		12%	65%	88%	35%	100%	100%

(注1) 上記については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、集計したデータにより作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 中央調達とは、防衛装備庁で実施する自衛隊の任務遂行に必要な装備品等(火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品)及び役務で防衛大臣の定める主要なものの調達である。

(注3) 地方調達とは、中央調達以外の大臣官房等で実施する調達である。

(注4) 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費である。

(注5) 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査である。

(注6) 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究である。

(注7) その他の中央調達には、長期契約を活用した装備品等(輸送ヘリコプター(CH-47J A)、輸送ヘリコプター(CH-47J)、PAC-2 GEMの再保証)の調達を含む。

(注8) その他の地方調達には、長期契約を活用した装備品等(F110エンジンの維持部品)の調達を含む。

(注9) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(3) 調達契約種別

令和6年度の調達の契約種別については、契約方式別に分類したものが表2のとおりであり、競争性のある契約方式を採用している契約件数は59,619件(87%)、このうち、競争入札を採用している契約件数は41,650件(61%)である。

また、競争性のない随意契約方式を採用している契約件数は8,968件(13%)である。これは、主要な装備品等及び役務の調達については、全般的に特殊な仕様や最先端技術等が必要であることに加え、航空機製造事業法又は武器等製造法による被許可者が限定される、装備品等を開発した外国企業からの実施権の取得者が限定される、外国企業からの販売代理権の取得者が限定されること等により、製造・提供できる企業が限定され、競争参加者の増加が困難なことが多く、競争原理が働きにくい特殊性があるものと考えられる。

競争性のない随意契約の改善に当たっては、以下の事項に留意し、調達改善の取組を推進する。

ア 競争性のない随意契約については、防衛省における特殊性のある調達を除き、仕様書や制限的な応札条件を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。なお、これらの見直しが困難な場合は、企画競争や公募等による競争性のある契約方式への移行に努める。

イ 競争性のない随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された随意契約の採用の適否を審査する会議体を活用し、契約方式や事業者の選定理由を審査することにより、適切な契約方式を確保する。また、調達物品等の実績資料の積極的な収集、調達数量や納入時期等を考慮し、適正な予定価格の算定に努める。

表2 令和6年度防衛省における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数		契約金額	
			割合		割合
競争性のある契約	競争入札	41,650	61%	13,179	15%
	最低価格落札方式	39,993	58%	5,990	7%
	うち一般競争契約	38,838	57%	5,750	6%
	うち指名競争契約	1,155	2%	240	0%
	総合評価落札方式	1,657	2%	7,189	8%
	うち一般競争契約	1,657	2%	7,189	8%
	うち指名競争契約	0	0%	0	0%
	企画競争による随意契約	237	0%	2,114	2%
	公募による随意契約	14,246	21%	37,750	43%
	不落・不調による随意契約	3,486	5%	7,010	8%
	小計	59,619	87%	60,053	68%
競争性のない随意契約		8,968	13%	28,451	32%
合計		68,587	100%	88,504	100%

(注1) 上記については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、集計したデータにより作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(4) 調達に応札状況

令和6年度の調達の応札状況については、競争入札等における応札者数別に分類したものが表3のとおりであり、競争入札における一者応札が占める契約件数は13,830件(33%)、令和6年度の競争契約における調達経費の内訳及び競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は表4及び表5のとおりである。

また、一者応札の改善に当たっては、原因等の把握をはじめ、発注条件及び仕様書の見直し、事業者の準備期間及び契約履行期間の確保により、調達改善の取組を推進する。また、複数年にわたって一者応札となっている案件を一般競争入札に付そうとする場合は、要因分析や妥当性の評価の実施に努める。

表3 令和6年度防衛省における調達の応札状況

(単位：件、億円)

区 分		1 者		2 者以上		合 計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	競争入札 (最低価格落札方式)	13,162	2,317	26,831	3,673	39,993	5,990
	割合	33%	39%	67%	61%	100%	100%
	うち一般競争契約	13,126	2,314	25,712	3,436	38,838	5,750
	うち指名競争契約	36	4	1,119	236	1,155	240
	競争入札 (総合評価落札方式)	668	3,351	989	3,838	1,657	7,189
	割合	40%	47%	60%	53%	100%	100%
	うち一般競争契約	668	3,351	989	3,838	1,657	7,189
	うち指名競争契約	0	0	0	0	0	0
	小計	13,830	5,668	27,820	7,511	41,650	13,179
	割合	33%	43%	67%	57%	100%	100%
企画競争による随意契約		195	1,991	42	123	237	2,114
割合		82%	94%	18%	6%	100%	100%
公募による随意契約		14,243	37,749	3	0	14,246	37,750
割合		100%	100%	0%	0%	100%	100%

(注1) 上記については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、集計したデータにより作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 「公募による随意契約」には、タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているものを含む。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表4 令和6年度防衛省の競争契約における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

区 分		中央調達		地方調達		省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0	2,286	6,392	2,286	6,392
	割合	0%	0%	6%	59%	5%	49%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0	1,054	578	1,054	578
	割合	0%	0%	3%	5%	3%	4%
	小 計	0	0	3,340	6,970	3,340	6,970
割合	0%	0%	9%	64%	8%	53%	
物品役務等	情報システム	93	254	0	0	93	254
	割合	3%	11%	0%	0%	0%	2%
	電力	0	0	311	221	311	221
	割合	0%	0%	1%	2%	1%	2%
	ガス	0	0	156	34	156	34
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究	4	2	44	17	48	20
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	競争的資金による研究	0	0	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	その他	2,975	2,097	34,727	3,583	37,702	5,680
割合	97%	89%	90%	33%	91%	43%	
小 計	3,072	2,354	35,238	3,855	38,310	6,209	
割合	100%	100%	91%	36%	92%	47%	
合 計	3,072	2,354	38,578	10,825	41,650	13,179	
割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
省全体に占める中央調達及び地方調達の割合		7%	18%	93%	82%	100%	100%

(注1) 上記については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、集計したデータにより作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 中央調達とは、防衛装備庁で実施する自衛隊の任務遂行に必要な装備品等(火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品)及び役務で防衛大臣の定める主要なものの調達である。

(注3) 地方調達とは、中央調達以外の大臣官房等で実施する調達である。

(注4) 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費である。

(注5) 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査である。

(注6) 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究である。

(注7) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表5 令和6年度防衛省の競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

区 分		中央調達		地方調達		省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0	693	2,830	693	2,830
	割合	0%	0%	6%	60%	5%	50%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0	425	265	425	265
	割合	0%	0%	3%	6%	3%	5%
	小 計	0	0	1,118	3,096	1,118	3,096
	割合	0%	0%	9%	66%	8%	55%
物品役務等	情報システム	42	101	0	0	42	101
	割合	3%	11%	0%	0%	0%	2%
	電力	0	0	182	130	182	130
	割合	0%	0%	1%	3%	1%	2%
	ガス	0	0	95	27	95	27
	割合	0%	0%	1%	1%	1%	0%
	調査研究	1	1	22	12	23	13
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	競争的資金による研究	0	0	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	その他	1,282	853	11,088	1,447	12,370	2,300
	割合	97%	89%	89%	31%	89%	41%
	小 計	1,325	956	11,387	1,616	12,712	2,572
割合	100%	100%	91%	34%	92%	45%	
合 計	1,325	956	12,505	4,712	13,830	5,668	
割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
省全体に占める中央調達及び地方調達の割合		10%	17%	90%	83%	100%	100%

(注1) 上記については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、集計したデータにより作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 中央調達とは、防衛装備庁で実施する自衛隊の任務遂行に必要な装備品等(火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品)及び役務で防衛大臣の定める主要なものの調達である。

(注3) 地方調達とは、中央調達以外の大蔵官房等で実施する調達である。

(注4) 情報システムとは、パソコン、プリンタ等の周辺機器の借上げ及び購入経費である。

(注5) 調査研究とは、防衛省の所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とする調査である。

(注6) 競争的資金による研究とは、安全保障技術研究推進制度を活用した研究である。

(注7) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(5) 取組の方向性

調達の実施に当たっては、長期契約を活用した装備品等の調達をはじめ、適切な契約方式の適用や一者応札の改善等に向け、調達の公正性、透明性及び競争性の確保・向上に係る取組を推進するとともに、競争性が働きにくい主要な装備品等及び役務においても各種取組の推進に努める。

また、競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、調達事務のデジタル化を推進する。

なお、具体的な取組内容等については、「5 調達改善への取組」（様式1及び様式2）において示す。

3 自主点検及び自己評価の実施方法

調達改善計画の取組内容に基づき、上半期（4～9月）終了後に自主点検を実施し、年度終了後に自己評価を実施する。自主点検及び自己評価は、取組状況を把握し、効果を検証した上で行うこととし、それぞれの結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

4 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

調達改善計画の策定、実施状況の把握、自主点検及び自己評価の実施に当たっては、別に定める「防衛省行政事業レビュー推進チーム」を活用して実施する。

(2) 外部有識者の視点の活用

調達改善計画の策定及び自己評価の実施に当たっては、別に定める「防衛省行政事業レビュー外部有識者会合」の外部有識者に意見を求めるものとする。

5 調達改善への取組

(1) 重点的な取組及び共通的な取組

様式1に記載のとおり。

(2) その他の取組

様式2に記載のとおり。

6 その他

(1) 取組状況等の公表

調達改善計画及び自己評価の結果については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 調達改善計画の見直し

本計画については、指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合は、所要の見直しを行うものとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成予定時期	
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・PBLによる特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)の維持整備について長期契約を実施する。	・防衛力整備計画において、「防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。」との方針の下、長期契約の活用による装備品の効率的な取得等を通じて装備調達の最適化を図る。	A+	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期契約を活用することにより、調達コストの縮減と安定的な調達を確保する。 ・PBLによる特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)の維持整備1式 ・予算額 約103億円 ・長期契約によらなかった場合の見込額 約139億円 ・縮減見込額 約35億円(約25.5%) 	令和8年度中
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・複数年にわたって一者応札となっている案件について、業態調査等の実施により一者応札となった要因を分析するとともに、一般競争入札に付そうとする場合は、妥当性を評価する。		A	令和4年度	・契約方式や事業者の選定理由の透明性を確保する。	令和8年度中
			・外部有識者により構成される第三者機関である「防衛調達審議会」及び「入札監視委員会」において、一者応札案件に係るサンプリング調査を審議し、フォローアップを実施することで、調達改善の実施状況の把握に努め、審議内容についてはホームページに公表するとともに、関係機関と共有を図る。		B	平成20年度	・調達手続きの公正性及び透明性を確保する。	令和8年度中
			電力調達において、競争性を確保するため、再生可能エネルギーについても考慮しつつ、企業等へ幅広く声掛けする。		B	令和3年度	・調達の競争性を確保する。	令和8年度中
	○	調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システム(GEPS)について、更なる利用促進を図るため、利用状況を調査するとともに、事業者に対してコスト削減や作業負担の軽減に資する電子入札・電子契約を推奨する旨を周知する。		B	令和2年度	・GEPSに登録する案件については、原則として、全ての入札公告を電子の公開とし、電子入札を実施する。併せて、電子契約の利用向上に努める(GEPSの利用を周知徹底し、電子入札率100%、電子契約率50%の達成に努める)。	令和8年度中
			・調達手続きについて、事務の効率化や負担軽減を図るため、AIやRPA、アプリケーション等の技術を導入し、会計・調達事務のデジタル化を推進する。		A	令和6年度	・事務の効率化や負担軽減を図る。	令和8年度中

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁) ※1 難易度

電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
 ・電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 ・開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 ・電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 ・請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
 ・請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 ・少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
 ・調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
 ※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

A+: 効果的な取組
 A: 発展的な取組
 B: 標準的な取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
<p>適切な随意契約の締結</p> <p>【適正な契約方式の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約について、仕様書や制限的な応札条件を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 ・競争性のない随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された随意契約の採用の適否を審査する会議体を活用し、契約方式や事業者の選定理由を審査することにより、適切な契約方式を確保する。また、調達物品等の実績資料の積極的な収集、調達数量や納入時期等を考慮し、適正な予定価格の算定に努める。 	継続
<p>【少額随意契約の更なる改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式について、見積を徴する相手方を特定することなく、調達内容等をホームページで公開した上で、見積合わせ参加を希望する者から見積書の提出を受けるオープンカウンター方式を活用し、新規事業者の応札機会を拡大する。 ・少額随意契約とすることが可能な調達について、類似する調達案件を集約し、一般競争に付すことにより、調達の競争性を確保する。 	継続
<p>【随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となっている調達について、形式的な一般競争手続きを是正するため、一者応札となった要因を分析し、その要因が随意契約の理由として妥当性がある場合は類型化することにより、適切な契約方式の活用に努める。 ・随意契約の実施に当たっては、常統的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性を確保する。 	継続
<p>一者応札の改善</p> <p>【発注条件及び仕様書の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注条件について、競争入札を制限するような応札条件を付すことなく、過度な制約とならないよう必要最低限の設定とする。 ・仕様書の作成に当たっては、調達の競争性を確保する。また、仕様の要求内容の見直しに努める。 	継続
<p>【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達手続きについて、入札公告時期や契約時期の早期化により、受注を希望する事業者の準備期間を確保するとともに、適正な契約が履行できるよう十分な契約履行期間を確保する。 	継続
<p>企業にインセンティブを与える契約制度の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装備品等及び役務の調達価格の低減を図るため、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度など企業にインセンティブを与える契約制度の促進に努める。 	継続
<p>汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括調達について、市ヶ谷地区や地方支分部局等の近傍の官署間における一括調達の実施や対象品目の拡大に努める。 ・また、他省庁との共同調達の推進に努める。 	継続
<p>クレジットカード決済に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外出張経費等の精算及び高速道路料金の支払い(ETCカード)について、事務負担の軽減を図るため、クレジットカード決済を活用した調達を実施する。 ・また、図書や汎用品等の調達について、調達手続きの簡素化や納入時期の早期化を図るため、インターネット調達によるクレジットカード決済の活用に努める。 	継続